

平成 2 9 年 3 月 2 1 日

平成 2 9 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

平成 2 9 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 2 号 ）

招 集 年 月 日 平 成 2 9 年 3 月 2 1 日 （ 火 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 3 時 4 0 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番	竹	内	き	み	代	2 番	藤	井	清	隆
3 番	村	山	一		彦	4 番	吉	田	哲	也
5 番	井	上	武	津	男	6 番	岡	田	泰	正
7 番	岡	本	正		意	8 番	小	西		啓
9 番	岡	田			勇	1 0 番	畑		武	志

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 北 淳 司

書 記 島 川 昌 代

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	堀 忠 雄
副 町 長	奥 田 右
総 務 課 長	中 嶋 浩 喜
地方創生担当課長	草 水 清 美
地域力推進課長	古 田 良 明
人 権 啓 発 課 長	井 上 順 三
税 住 民 課 長	細 井 隆 則
福 祉 課 長	岡 田 博 之
診 療 所 事 務 長	久 保 順 一
農 村 振 興 課 長	東 本 繁 和
建 設 事 業 課 長	馬 場 正 実
会計管理者兼会計課長	山 本 千 代 美

議 事 日 程	別 紙 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	別紙議事日程のとおり
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り
会 議 録 署 名 議 員	1 番 竹 内 きみ代
	9 番 岡 田 勇

議事日程（第２号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案第 1 号 平成 29 年度和束町一般会計予算

議案第 2 号 平成 29 年度和束町湯船財産区特別会計予算

議案第 3 号 平成 29 年度和束町国民健康保険特別会計予算

議案第 4 号 平成 29 年度和束町簡易水道事業特別会計予算

議案第 5 号 平成 29 年度和束町下水道事業特別会計予算

議案第 6 号 平成 29 年度和束町介護保険特別会計予算

議案第 7 号 平成 29 年度和束町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 4 議案第 8 号 平成 28 年度和束町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 9 号 平成 28 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 10 号 平成 28 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 5 議案第 13 号 和束町観光案内所の指定管理者の指定について

日程第 6 議案第 16 号 和束町税条例等の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 17 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 18 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 19 号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 20 号 和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

日程第 1 1 議案第 2 1 号 湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまでございます。

ただいまから、平成 2 9 年和束町議会第 1 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、9 番、岡田 勇議員、1 番、竹内きみ代議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、平成 2 8 年度第 1 1 回の出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告をご希望の議員は、事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第 3、議案第 1 号から議案第 7 号まで、平成 2 9 年度和束町一般会計予算及び平成 2 9 年度和束町各特別会計予算、以上 7 件を一括議題といたします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、竹内きみ代議員。

○予算特別委員長（竹内きみ代君）

皆さん、おはようございます。

それでは、予算特別委員会審査報告を行います。

3 月 1 0 日開会の平成 2 9 年第 1 回定例会に提案された議案第 1 号から議案第 7 号までの平成 2 9 年度和束町一般会計予算及び平成 2 9 年度和束町各特別会計予算の審査が予算特別委員会に付託されましたので、3 月 1 5 日と 1 6 日の 2 日間にわたり予

算特別委員会を開会し、審査を行いました。

審査に当たっては、初めに奥田副町長から当初予算の概要と主要事項の説明を受けた後、各所管課長から予算書及び予算に関する説明書により説明を受けました。

平成29年度当初予算は、町長選挙を4月に控えていることから骨格予算との説明でありましたが、一般会計の予算総額が30億1,950万円であり、対前年度比3億2,950万円、率にして9.8%の減額になっています。また、6特別会計の合計では21億5,716万円の予算となり、対前年度比で2億570万円、率にして8.7%の減額になっています。

一般会計及び6特別会計の合計額は51億7,666万円で、前年度より5億3,520万円、減額予算規模で編成されました。

平成29年度は地方創生の推進や第4次総合計画後期基本計画の六つのプログラムに沿って、住民との協働によるまちづくりを展開する予算との説明でした。

一般会計予算では、農家民泊等受け入れの拡大による教育観光の推進、お茶の京都を見据えた茶畑ハウス設置事業、住民の安心と安全を図る新たに設けられた交通安全等設置維持管理事業助成制度、移住・定住等の促進に向けて設置される相楽東部未来づくり協議会、今年度完成した観光案内所については、設置目的を効果的に達成する指定管理者、教育関連では、和束小学校の空調整備や小中学校における校内LAN整備事業が計上されております。

住民生活に直結した道路の整備、橋梁の長寿命化、また人的な取り組みとしては、昨年に引き続き、地域おこし協力隊によるまちづくりなどが計画されています。

また、特別会計に目を移すと、国民健康保険では、医療費の適正化に向けた特定健診を初め人間ドック、節目健診助成事業等の保健事業や被保険者の健康管理、疾病の早期発見・早期治療への計画がされています。

簡易水道事業では、平成28年度に引き続き、統合簡易水道による施設の一元化工事が計上されており、介護保険では、4月より実施の介護予防日常生活支援総合事業

を新たにする予算が約１，８８０万円計上され、これまでの介護予防の事業を低下させることなく盛り込まれています。

これに対し、委員からは、移住・定住の受け皿となる空き家バンクの対策はどのように計画されているのか、路線バスを含めた公共交通対策の乗車率の向上に対しての具体的な取り組みはどうか、和束町の景観を生かしたまちづくりとはどのようなものか、和束町を生かした新産業創出事業はどのように計画されているのか、広域観光推進業務委託の委託先についてはどのような内容か、道路維持工事請負の施工箇所やお茶の京都茶いくるライン整備工事の内容について具体的な計画はどうか、観光案内所管理運営委託先や委託内容はどうか、有害鳥獣対策、特に猿害による個体調整はどのように考えているのか、災害時の対応としての消防団団員の現状と具体的な進めぐあいはどうか、放課後児童対策の保育料の軽減、保育時間の延長等々、行政全般にわたる施策や方針等について活発な質疑が交わされました。

詳細については、後日、会議録にて承知願います。

討論では、岡本委員が一般会計のほか国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の五つの会計に反対討論を、また、井上委員が一般会計、小西委員が国民健康保険特別会計、村山委員が下水道事業特別会計、岡田泰正委員が介護保険特別会計、吉田委員が後期高齢者医療特別会計にそれぞれ賛成の討論を行いました。

平成２９年度ほか６特別会計予算の採決の結果は、次のとおりです。

議案第１号 平成２９年度和束町一般会計予算は、賛成者多数。

議案第２号 平成２９年度和束町湯船財産区特別会計予算は、賛成者全員。

議案第３号 平成２９年度和束町国民健康保険特別会計は、賛成者多数。

議案第４号 平成２９年度和束町簡易水道事業特別会計は、賛成者全員。

議案第５号 平成２９年度和束町下水道事業特別会計は、賛成者多数。

議案第６号 平成２９年度和束町介護保険特別会計は、賛成者多数。

議案第 7 号 平成 29 年度和束町後期高齢者医療特別会計は、賛成者多数。

以上のとおり、本委員会は、平成 29 年度和束町一般会計予算及び平成 29 年度和束町各特別会計予算 6 件を原案のとおり可決いたしました。

以上、予算特別委員会報告といたします。

○議長（畑 武志君）

本案に関しましては、ただいま報告がありましたように、議員全員による予算特別委員会で審査し、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これより採決いたします。

議案第 1 号から議案第 7 号まで、平成 29 年度和束町一般会計予算及び平成 29 年度各特別会計予算の以上 7 件について、委員長の報告は可決とするものです。

よって、本予算の 7 件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第 1 号から議案第 7 号まで、平成 29 年度和束町一般会計予算及び平成 29 年度各特別会計予算の以上 7 件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 8 号 平成 28 年度和束町一般会計補正予算（第 4 号）、議案第 9 号 平成 28 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 10 号 平成 28 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、以上 3 件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 8 号から議案第 10 号の提案理由を申し上げます。

議案第 8 号 平成 28 年度和束町一般会計補正予算（第 4 号）は、職員退職手当
組合負担金、共同浴場修繕事業、道路舗装維持管理事業、町道山口線

拡幅改良事業、産地パワーアップ事業並びに繰越明許費の設定等において

議案第 9 号 平成 28 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、
統合簡易水道整備事業、町道山口線拡幅改良工事に伴う水道管布設替
工事等において

議案第 10 号 平成 28 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）号は、保
険事業勘定における高額医療合算介護サービス並びに居宅介護サービ
ス給付費等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

それでは、議案第 8 号のご説明を申し上げます。

議案第 8 号

平成 28 年度和束町一般会計補正予算（第 4 号）

平成 28 年度和束町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 1,791 万 9,000
0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36 億 1,983 万 4,000
0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月21日提出

和束町長 堀 忠 雄

次のページ、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

10款地方交付税、15億6,975万4,000円、5,545万3,000円、16億2,520万7,000円。

12款分担金及び負担金、7,589万円、△63万2,000円、7,525万8,000円。

14款国庫支出金、3億1,545万5,000円、△8,357万6,000円、2億3,187万9,000円。

15款府支出金、3億5,640万8,000円、△1,808万4,000円、3億3,832万4,000円。

16款財産収入、517万3,000円、8,000円、518万1,000円。

17款寄附金、44万6,000円、22万円、66万6,000円。

18款繰入金、1億5,285万2,000円、△5,505万3,000円、9,779万9,000円。

19款繰越金、1億1,006万円、84万5,000円、1億1,090万5,000円。

21款町債、5億8,000万円、△1,710万円、5億6,290万円。

歳入合計、37億3,775万3,000円、△1億1,791万9,000円、36

億 1,983 万 4,000 円です。

次のページ、歳出でございます。

総務費 7 億 4,711 万 8,000 円、364 万 1,000 円、7 億 5,075 万 9,000 円。

3 款民生費、7 億 7,325 万 4,000 円、△ 37 万 5,000 円、7 億 7,287 万 9,000 円。

4 款衛生費、4 億 3,299 万 6,000 円、215 万 8,000 円、4 億 3,515 万 4,000 円。

5 款農林業費、2 億 8,418 万 5,000 円、△ 1,818 万 3,000 円、2 億 6,600 万 2,000 円。

7 款土木費、3 億 7,930 万 6,000 円、△ 1 億 20 万 2,000 円、2 億 7,910 万 4,000 円。

10 款災害復旧費、853 万 6,000 円、△ 495 万 8,000 円、357 万 8,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

次のページが第 2 表の繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順に申し上げます。

2 款総務費、3 項戸籍住民登録費、地方公共団体情報システム機構負担金事業、34 万円。

5 款農林業費、1 項農業費、産地パワーアップ事業、1 億 3,731 万 5,000 円。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、町道拡幅改良事業過疎対策、900 万円。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、橋りょう補修事業過疎対策、1,900 万円。

次のページが第 3 表の地方債補正でございます。

全て変更ということになっております。

起債の目的、補正前の限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、

起債の方法、利率、償還の方法の順に申し上げます。

路線バス維持管理事業（過疎対策）、2,800万円、証書借入又は証券発行。年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるでございます。

3,170万円、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

以降、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前、補正後とも同様でございますので、省略させていただきます。

門前橋整備事業（過疎対策）、820万円、260万円。

町道拡幅改良事業（過疎対策）、2,450万円、1,740万円。

道路舗装維持管理事業（過疎対策）、2,110万円、1,660万円。

小型ポンプ付積載軽自動車購入事業（辺地対策）、630万円、0円。

小型ポンプ付積載軽自動車購入事業（緊急防災・減災事業）、0円、510万円。

災害復旧事業、240万円、0円。

計、9,050万円、7,340万円でございます。

続きまして、資料No.8、予算に関する説明書によりましてご説明申し上げます。

総括は省略させていただきます、5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税で、5,545万3,000円の補正でございます。

普通交付税でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金で、△266万8,000円でございます。

1 節公共土木施設災害復旧費負担金でございまして、内訳といたしまして、道路橋りょう災害復旧費負担金で△133万4,000円、河川災害復旧費負担金で△133万4,000円でございます。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目土木費国庫補助金、△8,130万8,000円でございます。

2 節住宅費補助金で△1,907万2,000円、社会資本整備総合交付金の住宅分でございます。

3 節道路橋りょう費補助金で△6,223万6,000円。内訳といたしまして、橋りょう長寿命化修繕計画補助金で△321万6,000円、社会資本の総合整備交付金の道路分で5,902万円の減額でございます。

1 5 款府支出金、2 項府補助金、4 目農林業費府補助金で、△1,818万4,000円でございます。

1 節農業費補助金でございまして、産地パワーアップ事業補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

1 8 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、△5,505万3,000円でございます。

2 1 款町債、1 項町債、1 目総務債で370万円の補正でございます。

これにつきましては、1 節総務管理債で、過疎対策事業債の路線バス維持管理分でございます。

同款、同項、4 目土木債で、△1,720万円でございます。

1 節道橋りょう債でございまして、内訳といたしまして、全て過疎対策事業債でございまして、門前橋の整備事業で△560万円、道路拡幅改良事業で△710万円、舗装維持管理事業で、△450万円となっております。

同款、同項、6 目消防債で、△120万円でございます。

これにつきましては、辺地対策事業債630万円を減額いたしまして、緊急防災減

災事業債を510万円ということで振りかえるという補正でございます。

同款、同項、7目災害復旧債で、△240万円でございます。

1節農林業施設災害復旧債で△100万円。内訳が、農業用施設災害復旧債が△60万円、農地災害復旧事業債が△40万円。

2節公共土木施設災害復旧債で△140万円。内訳が、道路災害復旧事業債△70万円、河川災害復旧事業債△70万円となっております。

次のページから歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で341万4,000円の補正でございます。

3節職員手当等ございまして、これにつきましては、退職手当に係る分でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、80万円の補正でございます。

20節扶助費ございまして、自立支援医療給付費に係るものでございます。

同款、同項、3目老人福祉費で、△137万5,000円。

28節繰出金ございまして、介護保険事業勘定繰出金分でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目共同浴場費で、215万8,000円。

これにつきましては、11節需用費ございまして、機器の修繕費でございます。

5款農林業費、1項農業費、3目農業振興費で、減額の1,818万3,000円でございます。

19節負担金補助及び交付金で1,818万4,000円。産地パワーアップ事業補助金分でございます。

次のページでございます。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費で、△7,834万3,000円でございます。

1 3 節委託料で3 0 0 万円の減額、橋りょう点検調査業務委託料でございます。

1 5 節工事請負費で6 , 2 0 0 万円の減額でございます。

2 2 節補償補填及び賠償金で1 , 3 3 4 万3 , 0 0 0 円の減額でございます。

7 款土木費、3 項河川費、2 目河川改修費で、△3 5 0 万円でございます。

1 3 節委託料でございますして、測量設計業務委託料分でございます。

7 款土木費、5 項住宅費、2 目住宅建替事業費で、△1 , 8 3 5 万9 , 0 0 0 円でございます。

1 5 節工事請負費で1 , 7 2 1 万1 , 0 0 0 円の減額、2 2 節補償補填及び賠償金で△1 1 4 万8 , 0 0 0 円でございます。完了に伴う減額でございます。

1 0 款災害復旧費、1 項農林業施設災害復旧費、2 目農地災害復旧費で、△2 0 0 万円でございます。

1 5 節工事請負費ということで、農地災害復旧工事費分でございます。

次のページでございます。

1 0 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋りょう施設災害復旧費で、△1 3 0 万円でございます。

1 5 節工事請負費ということで、道路橋りょう災害復旧工事費分でございます。

同款、同項、2 目河川災害復旧費で、△1 6 5 万8 , 0 0 0 円でございます。

1 5 節工事請負費でございますして、河川災害復旧工事費に係る分でございます。

以上が、議案第8 号の一般会計の補正に係る説明でございました。

特別会計につきましては、所管課長からご説明申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私から、議案第9 号、平成2 8 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予

算（第３号）から説明させていただきます。

議案第９号

平成２８年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

平成２８年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６，０４４万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億１，７２２万２，０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 既定の地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

平成２９年３月２１日提出

和束町長 堀 忠 雄

１枚おめくりください。

第１表でございます。歳入歳出予算補正。

歳入。

２款分担金及び負担金、補正前の額１，１９２万５，０００円、補正額△７３０万３，０００円、計４６２万２，０００円。

３款国庫支出金、１億１，０１０万円、補正額３，５７５万１，０００円、計の６，５３４万９，０００円です。

６款繰越金、３６０万円、補正額４２万３，０００円、計の４０２万３，０００円でございます。

７款諸収入、２００万７，０００円、△３１万７，０００円、１６９万円。

町債、2億2,960万円、△1,750万円、計2億1,210万円です。

歳入合計、4億4,767万円、△6,044万8,000円、計の4億1,722万2,000円です。

めくっていただきまして、歳出です。

2款施設費、補正前の額3億3,791万6,000円、補正額△6,044万8,000円、計の2億7,746万8,000円です。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

1枚めくっていただきまして、第2表 地方債の補正でございます。

変更です。

起債の目的：水道施設整備事業債、限度額：2億2,960万円、起債の方法：証書借入又は証券発行。利率、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）とする。償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

限度額です。2億1,210万円。起債の方法、利率、償還につきましては同様ですので、省略させていただきます。

お手元の資料No.9をごらんください。

総括につきましては省略させていただきます。

5ページをお開きください。

歳入でございます。

2款分担金及び負担金、1項分担金、1目施設費分担金、補正前の額1,192万5,000円、△730万3,000円でございます。

主なものとしまして、工事分担金でございます。730万円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目施設費国庫補助金、補正前の額 1 億 1 1 0 万円、補正額△ 3, 5 7 5 万 1, 0 0 0 円。

主なものとしまして、生活基盤施設耐震化等交付金△ 3, 5 7 5 万 1, 0 0 0 円でございます。

1 つ飛ばさせていただきまして、7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入、補正前の額 2 0 0 万 5, 0 0 0 円、補正額△ 3 1 万 7, 0 0 0 円。

主なものとしまして、消費税の還付金 3 1 万 7, 0 0 0 円です。

8 款町債、1 項町債、1 目施設債、補正前の額 2 億 2, 9 6 0 万円、補正額△ 1, 7 5 0 万円。

主なものとしまして、水道施設整備事業債△ 1, 7 5 0 万円でございます。

1 枚めくっていただきまして、歳出でございます。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費、補正前の額 3 億 3, 7 9 1 万 6, 0 0 0 円、補正額△ 6, 0 4 4 万 8, 0 0 0 円でございます。

主なものとしまして、1 3 節委託料、統合簡水整備工事委託料が△ 1, 2 3 2 万円、統合簡水要点整理業務委託につきまして組みかえで 4 3 2 万円。1 5 節工事請負費、町道山口線拡幅改良工事に伴う水道管布設工事△ 6 5 0 万円、町営住宅建替工事に伴う水道管布設替工事費△ 1 1 4 万 8, 0 0 0 円、統合簡易水道整備工事に伴う△ 4, 4 8 0 万円でございます。

以上、簡易水道の説明とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

おはようございます。

続きまして、私のほうからは、議案第 1 0 号、平成 2 8 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 10 号

平成 28 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 28 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,360 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 8,050 万円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 3 月 21 日提出

和束町長 堀 忠 雄

1 枚めくっていただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款保険料、1 億 1,145 万円、357 万 7,000 円、1 億 1,502 万 7,000 円。

3 款国庫支出金、1 億 4,390 万 4,000 円、△644 万 2,000 円、1 億 3,746 万 2,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億 5,652 万 4,000 円、△1,024 万円、1 億 4,628 万 4,000 円。

5 款府支出金、8,838 万 1,000 円、△438 万 9,000 円、8,399 万 2,000 円。

7 款繰入金、8,459 万 4,000 円、△137 万 5,000 円、8,321 万 9,000 円。

9 款繰越金、9 2 4 万円、5 2 6 万 9, 0 0 0 円、1, 4 5 0 万 9, 0 0 0 円。

歳入合計、5 億 9, 4 1 0 万円、△ 1, 3 6 0 万円、5 億 8, 0 5 0 万円でございます。

めくっていただきまして、続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、8 6 5 万円、2 0 万円、8 8 5 万円。

2 款保険給付費、5 億 5, 4 8 2 万 4, 0 0 0 円、△ 1, 3 8 0 万円、5 億 4, 1 0 2 万 4, 0 0 0 円。

歳出合計につきましては、歳入合計同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書 N o. 1 0 をお願いいたします。

総括につきましては省略させていただきまして、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、補正額 3 5 7 万 7, 0 0 0 円でございます。

これにつきましては、1 節現年度分特別徴集保険料が 2 8 6 万 9, 0 0 0 円、3 節滞納繰越分普通徴集保険料が 7 0 万 8, 0 0 0 円の増額となっております。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額は△ 3 7 6 万 2, 0 0 0 円でございます。

これにつきましては、1 節現年度分介護給付費の減に伴います減額でございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正額が△ 2 6 8 万円でございます。

これにつきましても、1 節現年度分調整交付金で、介護給付費の減額に伴うものでございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額が△ 1, 0 2 4 万円。

1 節現年度分で、これにつきましては、平成 2 8 年度交付金の確定に伴う減額でございます。

5 款府支出金、1 項府負担金、1 目介護給付費負担金、△ 4 3 8 万 9 , 0 0 0 円でございます。

1 節現年度分で、これにつきましても介護給付費の減額に伴うものでございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、△ 1 3 7 万 5 , 0 0 0 円でございます。

これにつきましても、介護給付費の減額に伴います一般会計繰入金の減額分でございます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額が 5 2 6 万 9 , 0 0 0 円でございます。

これにつきましては、1 節前年度繰越金で、平成 2 7 年度の繰越金でございます。

続きまして、7 ページ、8 ページ。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額が 2 0 万円でございます。

これにつきましては、1 2 節役務費、通信運搬費の増額でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、補正額は△ 1 , 0 0 0 万円でございます。

これにつきましては、1 9 節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス給付費に係る減額分でございます。

同じく、5 目施設介護サービス給付費、補正額が△ 5 0 0 万円でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金で、特別養護老人ホームや介護老人保健施設サービスに係ります減額でございます。

2 款保険給付費、7 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス費、補正額が増額の 1 2 0 万円でございます。

19 節負担金補助及び交付金で、医療介護保険に係ります高額合算給付に係ります増額でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

説明が終わりましたが、ただいまから10時30分まで休憩いたします。

休憩（午前10時20分～午前10時30分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、一般会計の9ページの老人福祉費に関しまして、先般、一般質問でシルバー人材センターのことについて質問させていただいて、一定、そのとき東部の関係で、今後、協議・検討していただきたいという答弁をいただいたわけですが、もう少し具体的に、今後どのような形での創設を検討していくのかについて説明をいただけたらと思います。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

シルバー人材センターの検討の部分でございますが、相楽未来づくり推進協議会におきまして、昨年の9月30日でございますが、福祉・医療・教育等居住対策部会準備会を開催させていただきました。その中で、高齢者生きがい創出、日常生活支援につきましましては、シルバー人材センターの共同化を進める方向で、業務メニューの拡充、またニーズの掘り起こし、運営資金等について検討していくということでございます。

よろしく願います。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

それで、これは確認ですけど、例えば、3 町村の共同でということで今お話もあったわけですが、これにそういった形で取り組む場合に、高齢者の方がいわゆる登録をされることと思うんですけども、それは基本的に3 町村を範囲にした中での仕事というものに対してシェアしていくということになるのかということで、いわゆる和東の人は和東ということじゃなくて、和東の人でも村の仕事でもできるといったということで範囲で仕事ができるということでよろしいでしょうか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本議員おっしゃるとおり、3 町村で共同化をやっていこうと。やはり1 市町村でやるとなった場合については、仕事が少ないということがまず1 点に挙げられます。実際、南山城村のほうでシルバー人材センターを立ち上げられて運営をされているということを聞いておりますが、やはり仕事量が少ないということで、3 町村まとまった形で進めていく方向等していくということでございます。

よろしく願います。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

それで、やはり今、昨年の9 月から一応協議いただいているということですが、大体いつごろをめどにそういった創設という形で稼働もしていくということで検討さ

れていくのか。

例えば、最低でも来年度当初からとかも含めてですね、一定のめどというのはどのように考えて検討されているか、その辺いかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

今年4月からでございますが、相楽東部未来づくりセンターというものが笠置町のほうに置かれるということを聞いておるところでございます。実際の中身につきましては、そのセンターのほうで協議を進めていくということになると思われまので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いずれにしても、町のほうでもかかわっていかれるということですので、やはり長年の懸案でもありますので、これから例えば4年も5年もかかるということじゃなくて、やはり早い時期に具体的になるように、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、次に、これに関連して、また介護保険の関係とも関連しまして、いわゆる来年度の予算の中で組まれました総合事業のことでこの間ずっと準備をしていただいているというふうに思います。その辺のことについて若干確認をさせていただきたいと思うんですけども、まず今回、総合事業としてされる事業について、訪問介護、通所介護、また一般予防事業も含めて用意されているわけですけども、それを担う事業所はどこがされるのか、その辺、確認のためにお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、介護予防日常生活総合支援事業の関係でございます。

要支援１、２の方が基準になる、また要支援１、２を受けられてない方が介護予防サービスの事業の対象となるということでございます。従来型の要支援１、要支援２の方につきましては、従来どおりの事業所で実施されるということでございます。

しかしながら、緩和型Ａ型と言われる部分でございますが、これにつきましては、社会福祉法人和楽会のほうにお願いをするということで進めておるところでございます。

また、ヘルパーサービスでございますが、従来型につきましては、従来どおりの事業所で展開をしていくと。

緩和型につきましては、社会福祉法人和東町社会福祉協議会のほうでお願いするという方向になっております。

また、一般介護予防事業の関係でございます。

これにつきましては、これまで転ばん塾ということで、２次予防事業、１次予防事業を実施しておりました。この２次予防実施相当に係る部分が「いきいき元気塾」という形に名称を変更しまして、社会福祉法人和楽会のほうにお願いするということになっております。

また、１次予防事業でございます。これにつきましては、和東町社会福祉協議会におきまして、高齢者シニアライフサポート学級、また、それに準じたサービスを展開すると。

名称につきましては、３月２７日までに一般募集をするということで社会福祉協議会のほうで聞いておりますので、正式名称は来週早々決まるかと思っているところがございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

それで、今回、いわゆるこれまで転ばん塾で以前は和楽とは違う事業者でしていただいていたんですけども、今回、和楽さんのほうで受けていただくということで今、報告もあったんですけども、聞いたところでは、新しく事業を受けていただくということですから、それにするスタッフ自身を確保していただかなくてはいけないということで、この間、いろいろ募集をかけていただいているようなんですけども、なかなか人の集まりが悪いという話も一方では聞いておるんですけども、その辺、4 月からのスタートということなんですけども、一定ちゃんと稼働していけるような見込みとしては聞いておられるのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

いきいき元気塾につきましては4 月からスタートするというので、本日も和楽会の職員さんとうちの包括支援センターのほうで2 次予防事業の対象者の方、家庭訪問をしたりしていただいているところでございます。

また、人員の確保につきましては3 名体制で、いきいき元気塾をやっていくということで和楽のほうから伺っておりますので、ころばん塾と同様の形で事業を実施できるものと理解しておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

それではですね、次に、これは一応、福祉課のほうでつくっていただいたフローチ

ヤートのようなものがあるわけですが、これを確認も含めてお聞きしたいんですが、今回、総合事業ができたことによりまして、要支援の方を基本的に介護サービスから市町村サービスに移していくということが基本になるわけですが、例えば、ここに相談があった上で、何らかの介護や支援が必要だと思われる方というものと、予防訪問介護と予防通所介護のみのサービス・医療が必要だと思われる方というふうに分けてですね、前者が要介護認定の申請と、後者が基本チェックリストなどという方向に進んでいくことになっていきますけども、この辺の違いというものは、どのように、誰が判断されて、そういうふうに分けをされるのかというのをお聞きしておきたいのと、また、これも確認しておきたいんですけども、例えば、実際に今、要支援認定を受けておられて、更新の時期が来ますよね。そのときにこの話になってくと思うんですけども、現状からいうと、そういった方がいわゆるこの場合は、訪問介護と通所介護をサービスとして受けておられる方ですね、そのサービスのみを受けておられる方がチェックリストということになってくと思うんですけども、そうなった場合に、チェックリストだけで判定して総合事業になった場合は、その時点でいわゆる介護認定からは外れていくと。いわゆる要支援という認定者だったけども、その時点で要支援認定もなくなって、いわゆる介護保険としてのサービスは、ほかのサービスも含めて対象にならなくなるということでとりあえず確認なんですけども、それでよろしいですか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、介護保険の更新の関係でございます。

岡本議員が確かにおっしゃるように、更新の時期を迎えた方につきましてはチェックリスト、さらに家庭のほうに訪問させていただきまして、アセスメントというのを

地域包括支援センターのほうで実施させていただきたいと。このアセスメントの中で家族さんのお話、また本人のお話を聞かせていただきながら、一番いいサービスが提供できるようにさせていただきたいと。

実際、そのチェックシート、またアセスメントにより一定判断が出た場合、その次につきましては、福祉課の私、課長補佐、保健師、地域包括支援センターを入れた中の審査会的なものを実施したいと。その中で既往歴、病気を持っておられる方等につきましては、再度申請の必要がある場合については介護申請を勧奨する。また、必要がない方につきましては、総合事業のとおり進めていくということでございます。

また、実際、介護認定を外れまして総合事業の対象のみとなられる方の場合につきましては、確かに、訪問介護とデイサービスのみの利用とはなりますが、やはり住宅改修、また福祉用具の貸与等ですね、必要になった場合は、新たに申請をしていただくという形になります。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

要は、今回、総合事業の対象が保険給付から外れるのがデイサービスとそれからホームヘルプサービスということになったことで、そのサービスだけを受けておられる方が総合事業の方向に行くということになってるわけですが、ただ、そういった方と、例えばそれとプラス住宅改修とかね、プラスほかのサービスとかという、ただそれだけの違いの中で、要は、こっちはすぐ認定に行ける。こっちはチェックリストがとりあえずまず来るというのは、その辺の違いというのは大変微妙だというふうに本来思うわけなんですね。

今、言われたように、例えばチェックリストで判断して、いろいろアセスメントもあるとは思いますが、それは認定には行かないと。でも、総合事業に行きますと

なった場合は、その時点でいわゆる介護保険のサービスというのは対象外になるというね、先ほど言われたように、やろうと思ったらもう一回申請せなあかんというのがこの状況だというふうに思うんですね。

そういう点では、やはり同じ要支援でたまたま受けるサービスが違うだけで、一方は介護認定を受けられて、一方が認定から外れていくと。その時点でほかのサービスの受給の権利もなくなってしまうというのは、やはり矛盾じゃないかというふうに思うんですね。そういった点では、どっちにしてもそういうことが必要になってくれば認定のほうに送るわけですね。

例えば、このフローチャートでいうと、基本チェックリスト等というところからいうと、先ほどの話では、ここでもし何か認定を受けたほうがええなとなったら、要介護認定のほうに行くということですよね。だけど、このフローチャートではその矢印はないんですよね。これは多分間違いだというふうに思いますけども、そういう点でいえばですね、初めから別に要介護認定をちゃんと今までもそうしてきたわけですから、受けた上で総合事業なのか、また介護給付なのかということ来判断すればいいんじゃないかと。わざわざチェックリストを使ったり、またアセスメントを行って判断するということをやらなくてもね、介護認定を今までどおりやって、それで判定すればいいんじゃないかと私は思うんですけどね、どっちにしても二つのサービス以外を受けようと思ったら認定を受けなくちゃいけないわけですから、その辺は、なぜ今回、チェックリストを入れて要介護認定を受けないということもできるという方向にされたのかですね、その辺はどうですか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

この総合事業の制度につきましては、国の法律の改正により実施されるものでござ

います。和東町におきましては、国の法律改正に合わせた事務を進めていくということとでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

いわば、国がそう決めたからそうしないかんという話だと思うんですね。でも、介護保険の事務というのは、基本的にこれは自主事務のはずなんですよ。だから、自治体のほうで国のそういったあれも受けながら、独自にいろいろやっていくことは十分可能なはずなんです。

実際、この前の委員会でも、介護認定を基本にしてやっていくところがあるというふうに課長自身も言われた。だから、そういう点では、国が決めたからといって、それをそのとおりにしなくちゃいけないということではないということでは明らかなというふうに思うんです。

そういう意味ではね、ただ単に国が決めたからやりますじゃなくて、やっぱりちゃんと今までどおり介護認定を受けてもらって、それでほかの介護給付も受けられるような状況もちゃんとつくっていただいて、総合事業に行く方は総合事業に行くというふうにね、もし、介護保険の給付が必要な場合はすぐにそれを受けられるという方向でやるのが、本来、サービスの低下を防ぐということができるんじゃないかと思うんですね。ですから、4月から始められるということですけどね、その辺はちゃんと介護認定を基本にした方向でもう一度検討いただきたいというふうに、これは強く要望しておきたいというふうに思います。

次にですね、道路の関係なんですけども、建設課長にちょっとお聞きしたいんですけども、いわゆるこの間、ずっと通学路の生活道路という点で安全対策について年々努力いただいているというふうに思うんですけども、毎年いわゆるPTAのほうから、この箇所は危ないのでということとかいう要望が出ていると思います。去年は7月に

和束小学校・中学校のＰＴＡ合同で要望書が提出されたというふうに聞いておるわけですが、それを受けてのその後の具体的な改善というのはどのように進んでいるのでしょうか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

毎年、各区及び小学校、中学校のほうから、通学路及び町道整備についての要望をいただいております。これにつきましては計画的に実施をしているところでございます。

一つは、社会資本交付金につきましても、通学路優先ということで補助事業の対象にもしておりますし、またまた町道につきましては、維持修繕の中で、従前の修繕もしくは改良等を行っている状況でございます。路線につきましては、今年度の予算のつきぐあいで調整をまた２９年度やっていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

７番、岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

一応、昨年７月に出されているということですので、やはり危険な箇所というのは大変緊急性があるということで出していただいているので、できるだけ早く対応をいただきたいと思うんですけども、やはりこの間、数年前に亀岡の事故を受けて、いわゆる通学路の安全対策とか叫ばれてですね、いろいろされた経過もあるんですけども、やはりそのときに東区内でペイント的なことをしていただいたところもありますけども、それとかなりいわゆる消えかかっていたりとかいうこともありますし、また、いわゆる通学路として使っている町道、また旧の府道などのいわゆる白線ですね、車道

と歩行者を区分けするような、そういう白線もほぼ消えていっているという状況がずっと放置されております。

その辺、例えば、杣田の地域から南から中央信金役場というのも、これは通学路になっておりますし、徒歩で、もちろん東区内はそうですし、あと、和東保育所のあたりから中地域、旧府道から園の府道に抜けていくようなあたりの道も全てそういった線はありません。もちろんほかのところもいろいろあるわけですが、そういった部分でのいわゆる線の引き直しであるとか、また前にも言いましたが、やはりそれを引いたとしても、大変狭い部分しか確保できないという状況があります。ですので、やはりもう少し安全を喚起するという点で、もう少し中に違う色でペイントするということが他の自治体でもされてるわけですが、そういったことも含めた今後の対策はいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

具体的な事例についての質問でございます。

今、言われました件につきましては、社会資本の関係で舗装改良を毎年入れております。この中で白線を引き直すということの行為も行っているところがございます。町内、かなりの部分でそういう状況があるというのは承知しておりまして、できるところから順次やっていきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしく願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それと、これは府道の関係になるんですが、いわゆる長井のバス停付近あたりは通学路になってはいますが、歩道自身はないということで、ガードレールと、も

う一つ、有事の関係の策というものが一定設置されている部分もあるんですが、要望のほうでは、やはりそれはなかなか突っ込んで来られたりした場合に役に立たないと。あの辺は冬季なんかは凍結するところでもありますので、スリップ等で制御ができなくて、登校に突っ込むということももちろん想定できるわけですけども、それも含めて、要望では、もう少しちゃんとしたガードレールなりを設置してほしいということも言われておりますし、この辺への対応というのは町としてはどのようにされているでしょうか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今のご質問ですけども、木津信楽線の長井管内だと承知しております。

一定の防護柵等々の整備はしていただきました。今後、歩道につきましては、木津信楽全線において歩道の要求をしているところでございます。できるだけ早い時期に京都府のほうに歩道の整備をしていただけるように町としても要望していきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

もう1点、いわゆるこの間、橋梁関係で長寿命化ということで、いろいろ検査とか、それから実際のかけ直しとかされてきていると思うんですけども、その関係で、例えば、これは以前からもあったんですけども、石寺地域の丸塚橋のガードレールが低くて危険であるとか、また道路法面ですね、川沿いに行く小さい橋がありますね。そこも大変古い橋だと思うんですけども、ほとんど高さが無いという状況の中で、河川もある中で大変低くて危険という要望も以前から出ているというふうに思います。

それから、この間、新しくかけ直していただいた門前橋についてもですね、この要望の中では、あそこの歩道ができましたよね。そこと車道の区分けというのが、いわゆるコンクリートでちょっとやったような部分しかなくて、いわゆる柵等がないという要望も出ておりますけども、その辺の古い橋梁の安全対策、また新しくできたところも含めてですね、この辺の要望についてはどのように受けていただいているのでしょうか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

確かに、丸塚橋の、それからもう一つ、そこから西側端の歩道の欄干は小さいというのは確認しております。これにつきましても、橋梁の長寿命化と合わせまして整備をしていく予定はしております。橋の構造とそれから車の視距及びその他の関係を含めまして、欄干の高さも調整できればと思っております。

門前橋につきましては、まだ一部改修を残しております。確かに、歩道と車道につきましては見切りで今、整備をしておりますけども、一定の区間については歩道の整備もある程度入れる予定もしておりますので、完成までもうしばらく現実の状況でございます。ただ、部分的には、危ないところにつきましては新たにこちらのほうでコーンを設置したりとかいう対応もちょっとはさせていただいております。しばらく、こちらにつきましても通学路の整備ということでしておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

今、耐震の橋梁のことでお話が出てるわけなんですけれども、長井橋、あれの耐震

補強というものの工事は終わってるんですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

今、細かい資料は手持ちではもっておりませんので何とも言えませんが、工事自身の調査は終わっております。工事につきましては、今後順次行う予定をしております。重要度がどの程度なるのか今、資料がございませんので、また調べておきます。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

調査が終わって確認がとれないということなんですけれども、レベルがどういう状態であるのか確認したいと思っております。

地元の方々からいろいろ話は聞くわけなんですけれども、府道から橋に入るカーブが物すごく入りにくいと。極端に言えば、府道から橋に入るのに直角みたいな形になっておってですね、加茂向いて走って行って回ろうとすると曲がれない。反対側の斜線に膨らんで回らなきゃならないと。特に乗用車は、軽自動車とかいうんだったら比較的楽なんですけれども、ボックスというような自動車になってまいりますと非常に危険度が多いと。橋の幅員もそこそこ狭いということで、何とか耳をつけていただくような形の工事ができないかと。耐震と合わせて、そういうような関係の仕事もしていただけたらありがたいと思うんですけれども、その辺の予定について確認させていただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

去年、一定、岡田議員が言われる反対側の出にくいという話がございます、電柱を1本移設する工事をさせていただきました。これに伴いまして、長井の橋から河原向きですね、和東向きに出るのは若干出やすくなったとは聞いておるんですけども、確かに、今、言われるとおり、それから府道の幅員も狭い。また、橋梁の幅員も狭いということで、入りにくいということで、前田石油さんのほうに、一旦、車を振らんと入れないといういろんな要望も聞いております。抜本的にかけかえるのか、それとも隅切りをするのか、現在、それについては検討しておりますので、今後、橋梁長寿命化の中も含めて、調査が終わり次第、計画に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

今後、耐震化の問題等々あったときに、そういうことも十分考慮した中で、もし予算的にできるのであれば一緒に工事していただければ、幸い今のところ事故等々はないわけなんですけれども、非常に危険なこと。先ほど質問があったように、歩道も少ないということなので、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

その中で、今、社会資本整備等々について質問があるわけなんですけど、11ページの道路新設改良費で補正前の額が1億8,000万円、7,800万円の補正を落とされておられます。これは予算がつかなかったから落としたということなんですか。その辺の金額的なところが非常に大きいと思うので、その辺のところから説明をお願いしますか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

補正前の額 1 億 8,082 万 5,000 円に對しまして 7,834 万 3,000 円の減額という部分でございます。

主なものとしましては、6,200 万円の工事請負費の減額と補償金の 1,300 万円の減額でございます。山口線、門前橋、それから舗装改良等々の補助金の申請に對しましての減額でございます。この分だけ補助金がつかなかったと。本年については約 30 % 程度の交付金に終わりましたので、その分の減額でございます。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

ことしの予算のところでもいろいろと前向きな形の中で予算計上をお願いして精力的に上げていただいているわけなんですけど、結果的に、年度末を迎えるとこのような形で減額を余儀なくされている。これについていろいろとご努力はいただいているかと思うんですけれども、非常にこれは和東町だけじゃないと思うんですけどね、より精力的に予算の獲得に向けて今後取り組んでいっていただく必要があると思うんですね。だらだらと年数だけ延ばして社会資本整備なりやっていくんじゃなくて、やはり資金の集中化というような形の中でやっていただきたいと思うんですよね。

この中でも道路拡幅改良で 710 万円、そして過疎対策の道路舗装の関係で 450 万円、それから門前橋の整備事業で 560 万円、それぞれ均等な金額を適当に落としているというたら失礼なんですけども、落とされていると。だから、どこに集中度をかけて工事をやっているのかというふうなところが見えないように思うんですね。だから、一つ一つ正確に、ことしはこれを集中的にやっていくというのが、一つの公共事業についてのお金の集中という面で非常に僕は重要やないかと思うんです。その辺について今後どのように考えておられるのか質問させていただきます。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問でございます。道路改良事業につきましては、ご承知のとおり、門前橋と山口線でございます。これにつきましては、抜本的な改良を行うということで、数年前から取りかかっている分でございます。

門前橋の部分につきましては、落橋と先ほど岡本議員からありましたように微調整といたしますか、最終的な整理の部分でございます。ほぼ終わります。

山口線につきましては、重要構造物がここから先の先線で2カ所ございます。その関係で、一般会計のほうでも若干の繰り越しをさせていただいております。このお金につきましても、そのときのお金と考えています。これは29年度と合わせまして事業をしたいという思いの中におります。

それから、舗装でございます。

舗装につきましては、これも同じように社会資本の中で実施している部分と維持修繕の部分がございます。特に新設改良につきましては、幹線道路の舗装のやり直し等を重点に行っております。

先ほど岡本議員のお話にもありました通学路につきましても和東笠置線、今回はちょっとの間ですけれども、舗装を改修させていただいております。そういうのが部分でございます。

大きな原因としましては、事業の性質の問題もあるんですけども、交付金の申請時、昨年この議会に一般会計として予算を要求させていただいてご承認いただくという中で、これから先に箇所決定が打ってこられます。

去年につきましては、特に大きかったのが熊本震災がありまして、そちらのほうにもお金が大分行ったのかなというところもありまして、約40%弱の補助率に収まっています。これは申請額の40%ですので、実際に単費を余り持ち出さない状況での

事業を行っておりますので、その分の事業費を下げてくるという形になりまして、減額補正を今回入れさせてもらっている。

ただ、なぜ、そしたらもっと早い時期に減額をしないのかというご意見もあります。これにつきましては、ここ数年ちょっと減ってはいるんですけども、経済対策等で、若干、臨時国会で補正が組まれることがございます。こういう場合につきましては、また新たに一回落とした予算をもう一回上げ直すということもなかなか難しいところもありまして、できましたら、３月議会で落としているということにつきましてはご理解願いたいと。本来は９月の議会で見直すことが可能と思うんですけども、通常国会の後の臨時国会の中で補正が大きく出てくるときとかのために若干置いてきたというのも、今回のその部分の３月の減額になった原因の一つと考えております。

○議長（畑 武志君）

６番、岡田泰正議員。

○６番（岡田泰正君）

極力、ご努力を期待してますんで、お願いしたいと思います。

それと次、水道のほうなんですけども、統合簡易水道整備事業という形の中で４，４００万円大きく落とされているわけなんですけども、現在、これについての工事の進捗はどのような形まで行っているのか。３月で一応終われるのか、また事業を翌年度に繰り越して事業をされてようとされているのか、その点についての進捗の状況です、それと、今後の展開力がどのような形になっているのか、その点、ご説明していただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

簡水の２８年度の事業でございます。大きなものにつきましては、ほぼ完成を見て

おります。議会で議決をいただきました伝送系が若干工事を今、残しております。23日にほぼ部品が入るということで、ポンプの据えかえをすれば終わりというふうに報告を受けております。

あと、管の入れかえにつきましては、それから接続管につきましては工事は全部終わりました。今、書類調査・審査をやっているところで、こちらにつきましては、現場は全て終わっております。ですので、本年につきましては、ほぼ工事は全て完了しております。

あと、次年度以降です。次年度以降につきましては、今回の工事で管は全部つながりましたので、全ての施設に水を供給することができます。この関係で、来年度につきましては伝送系、今度は連絡系のネットワークの整備を29年度予算で上げさせていただいたところです。

これにつきましては、申請額の予算がほぼほぼ国のほうで内諾をされているということで情報は聞いております。毎年のことですと70か80ぐらいには抑えられると思うんですけども、それができますと、管路の整備についてはほぼ終わります。その後、木屋の中、それから旧西部と旧木屋の水域の中の整備が若干残すというところにはなりますけども、29年度でほぼ全体のものが見えてくるというように考えております。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

当初予算の中でいろいろとご心配をおかけした点は誤っておきたいと思うんですけど、生活のライフラインですので、できるだけ早く統合して、安全な水質を確保して飲んでいただけるように期待したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

少しお願いしたいと思います。

あと、総務課長にお聞きしたいんですけども、いわゆる先ほど通学路の安全対策の関係で街灯の設置というものが出ておりました。いわゆる撰原のバス停から公民館に至るまでの坂道あたり部分であるとか、あと、これは高校生等が通学路に使っておりますけども、白栖口のバス停から白栖方面に上がる川を渡っていく細い道ですね、大変暗い状況があるということで聞いておるんですけども、その辺の対応についてはどうでしょうか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

交通安全灯、防犯灯の設置につきましては、毎年、地元の区長様に照会をさせていただきまして、必要のあるところへ新設をさせていただいておるところでございます。

その中で、通学路も含んだ形で申請をしていただいておりますと認識しておるわけでございますので、地元の区長様のほうからご要望がございましたら、それに基づいて新設なり、追加なりをしていくということとしておるということでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

これからだんだん夕方方も明るくなつてはきますけども、特に冬季などは日が落ちてきますと大変暗い状況が帰る時間帯にもあると思いますので、ぜひその辺はまた要望

を見ていただいて善処していただきたいというふうに思います。

それと、これは交通対策費並びに老人福祉費に関連するんですけども、いわゆる総務課長になるんでしょうか。高齢者の運転免許証の自主返納に対する支援についてなんですけども、一応、これまでされた方に対して、いわゆるカードを5,000円分贈呈するということで対応されてきたんですけども、この辺についての支援の中身の充実というか、改善等はどのように考えていらっしゃるか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

高齢者の運転免許の自主返納に係る対策ということで、奈良交通バスのＩＣカードのＣＩ－ＣＡというものを、まず5,400円使えるものでございますけれども、それをお渡しさせていただいておるところでございます。今年度につきましては2名の方々に利用していただいたというところでございます。従前は住民基本のカードの発行手数料を無料にしておったというところでございますけれども、マイナンバーカードの発行に変わりましたので、これに切りかえさせていただいたというところでございます。

この施策につきましては、あくまでも高齢者の交通安全といいますか、高齢者の運転によります事故の防止を進める一環という形で事業を進めさせていただいておるところでございます。

始めるに当たっていろいろと庁内でも検討したわけでございます。これだけではなかなか今後の自主返納された高齢者の交通の手段が確保できないんじゃないかというような課題も認識をしておるところでございますけれども、まずは自主返納のきっかけとしていただいて、高齢者の車によります事故を防止していこうという形で進めさせていただいたというところでございます。

ただ、これをまた路線バスの乗車率といいますか、利用促進に進めていくと、広げていくということになりましたら、また、ほかの対策で考えていかなければならないと思っておるところでございます。

自主返納分につきましては、現在のＩＣカードのチャージを進めていくというところで検討しておるところでございます。

今後いろんな方のご意見を拡充等も検討していかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

これは京都府のホームページになると思うんですけども、これは昨年9月の段階ですので、まだ変わっていると思うんですが、各自治体でいろいろと支援内容を検討されていたりとかしていたりということが紹介をされております。

言われましたように、もちろん自主返納された後、やはり自分で移動手段がなくなるわけですから、それだけ生活というものが制限されるということは目に見えていると思うんですね。そういう点では、やはり今のカードを5,000円分だけ一回こっきりで渡すというだけではなかなか支援としては不十分だとは思っています。

もちろん前回の予算でも出てましたような公共交通の今後をそういった方も含めてどう支援していくかということが大もとだとは思いますが、例えば、よく使われているのは、運転経歴証明書交付手数料というのがあるらしいですけども、こういったものへの助成をしていく中で、これは交付された方がそれを見れば、いろいろな公共サービスであるとか、いろんな面で支援があるといったことをされているところが一定全国では見受けられるようです。

そういう点では、やはり返納したことによってその方が生活的に孤立するであると

か、生活範囲が大変狭まってしまって、いろんな意味で窮屈になってしまうということがあるように、その辺をもう少しこういった例も含めて検討いただきたいというように思うんですけども、その辺もう一度いかがですか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員がおっしゃいましたように、各自治体ではさまざまな取り組みをされておるところでございます。そういったものも参考として拡充のほうは検討していきたいと思っておるところでございますけれども、全体的な高齢者の移動手段の確保というのが重要であると認識しております。

今まで運転免許を持っておられて自主返納された方のみではなく、従前から、運転免許証を持っておられない方の移動手段の確保も重要であるということでございますので、そこら辺の支援策につきましてはバランスをとらなければならないというように思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、やはり高齢者の方々が安心して住んでいただけるまちをつくっていかなければならないと思っておるところでございますので、今後さらなる検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

もう 1 点だけ確認したいと思うんですけど、予算特別委員会の中で茶いくるラインのことについて質問させていただきました。道路拡幅ということも非常に信楽線については課題になるわけなんですけれども、起点と終点をお伺いしたときに、高橋か

ら山の家の間を茶いくるラインで整備したいというお話でございます。あの区間というのはあの府道でも狭い、範囲の中でね。その範囲の狭い中で一応茶いくるラインのラインを引いていくということになれば、車道として、より狭いのにより狭くなるといふうなことを私、あれからいろいろと聞いてて、ちょっとこの話は腑に落ちんのかなと思ったりしてたんですけれども、だからもう一度質問させていただくわけなんですけれども、茶いくるラインのラインの引き方、これについてもう一度確認したいと思います。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

茶いくるラインについてというよりも、お茶の京都の事業についての全般的な話になると思いますけれども、ご了承ください。

平成２９年度にお茶の京都を京都府のほうで、もう一つの京都ということで実施されます。その関係で、山城北、山城南土木事務所管内の府道を中心に自転車を走行させる道路をつくろうということで、茶いくるラインを引こうという動きがあります。この中で京都府の山城南土木事務所につきましては、和束町管内については木津信楽線、それから府道と東井手線、それから府道奥山田射場線、この３路線を挙げております。

今、岡田議員の質問にございました場所ですけれども、反対にですね、和束高橋のバス停から今度は石寺学線、それから西和束木津線、白栖撰原線ということで、高橋のバス停から逆に石寺のほうの町道に入りまして、和束井手の交差点、ちょうど白栖の公民館になるんですけれども、ここまでの間を町のほうでラインを引かせていただくということになります。

確かに、言われるとおり幅員につきましては一部改良済みのところ、一部未改良の

ところと現在ございます。未改良のところにつきましては約700メートル強あるというように聞いております。この部分についてもラインを引かせていただくようにはしておるんですけども、要は、道路に自転車が走るよということがわかるようなラインを路側線のところにマーキングしていくということが今回の事業でございまして、一部、舗装の悪いところの修繕とかも合わせて行う予定はしております。できる範囲の道路に自転車のサイクルリストと、それからドライバーに対して、ここは自転車がよく走っている道だというような形で見せるというような標識になろうかと思います。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

観光誘致という中で、今、自転車の話でたくさん入ってきていただいていることは承知しているわけなんですけども、あくまでも道路をそういうような路側帯、茶いくるラインをつくるとなると、やはり道路の拡幅をさきに担保しないとですね、現在の道でバイシクルの側道をつくるということになると、町の中に住んでおられる生活者の方の運行という形の中で支障が来してくる。迷惑になってくるということが非常に私、心配なんです。かえって、今までないほうがスッスッへ行けてたんじゃないかと。かえってあったほうが幅員が狭く感じて走りにくいんじゃないかというふうなことも、いずれの路線についても幅が十分確保してて、ここを迂回するんだよというなら話はわかるわけなんですけども、今おっしゃっている路線全部が狭隘な狭い道なのでね、その拡幅について何らかの措置をさきにとらないと、住んでる住民の方に迷惑がかかると。この点について私、心配するわけなんです。その点について今後の事業計画なりをですね、さきに持ってくるまでに、そっちのほうの仕事をさきにしていたかないと困るんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

今、岡田議員の茶いくるラインの関係でご質問いただいております。

これにつきましては、私も一応イメージ図は見ております。馬場課長が説明しました方向で進む予定なんですけれども、まず道路に規制をかけますので、これは木津警察の協議が絶対必要となつてまいります。土木事務所も入るかわかりませんが、そういった中で、一応イメージ図としてはかいておりますけれども、今、岡田議員が言われるように、道路の安心・安全、また生活道路がもちろんかかっていますので、そこら辺の障害の関係とか、影響ないのかとか、そういったことで、先ほど岡本議員の通学路のペイントの関係もそうなんですけれども、全て木津警察の交通係のほうの協議が必要となつてまいりますので、そういった協議の中で今後進めていくことになりますので、イメージ図は一応できているんですけれども、そのとおりになるかは、部分的には、ここはだめですよという場合も出てくると思いますので、そこら辺はご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第８号 平成２８年度和束町一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第８号 平成２８年度和束町一般会計補正予算（第４号）は、原

案のとおり可決されました。

議案第 9 号 平成 28 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 9 号 平成 28 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 10 号 平成 28 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 10 号 平成 28 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから 1 時 30 分まで休憩いたします。

休憩（午前 11 時 25 分～午後 1 時 30 分）

○副議長（竹内きみ代君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

畑議長が体調不良のため、議事の進行は副議長の私、竹内が進行させていただきます。

暫時休憩をとらせていただきます。

休憩（午後 1 時 31 分～午後 2 時 10 分）

○副議長（竹内きみ代君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5、議案第 13 号 和束町観光案内所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第13号の提案理由を申し上げます。

和束町観光案内所の設置に伴い、今後の運営において指定管理者制度を活用いたしたく、その管理者につきましては、地域産業振興の観点からも、まちづくりと一体となった観光地域づくりの実現には商工会に重要な役割を求められる分野でもあることから、和束町商工会を観光案内所の管理者に指定いたしたく、今回提案させていただいた次第であります。

どうか慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（竹内きみ代君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

地域力推進課長。

私のほうからは、議案についてご説明をいたします。

議案第13号

和束町観光案内所の指定管理者の指定について

別紙のとおり指定管理者を指定したいため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成29年3月21日提出

和束町長 堀 忠 雄

1枚めくっていただけますでしょうか。

和束町観光案内所の指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称 和束町観光案内所

位 置 和東町大字釜塚小字京町１９番地

２ 指定管理者となる団体の名称

和東町商工会

会長 井上勝司

３ 指定管理者となる団体の住所

京都府相楽郡和東町大字釜塚小字生水１６番地の１

４ 指定の期間

平成２９年４月１日から平成３４年３月３１日まで

以下、参考資料となっております。

指定管理者となる団体の概要につきまして。

１ 設立年月日

昭和３５年１２月１７日

２ 設立目的

この法人は、和東町の地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

３ 指定管理料

６１６万８,０００円

こちらにつきましては、平成２９年度の指定管理料の金額となっております。

続きまして、次のページ以降につきましては、和東町商工会のほうから提出を受けました指定管理に係る申請書類を添付いたしております。

右側のページにあります表が平成２９年度の事業計画書となっております。

４月１０日にオープン、５月８日から１４日に新茶の振る舞いをオープンイベントとして開催する予定となっております、この年度の事業の特色といたしまして、観光案内所登録事業所として、観光を盛り上げていただけるような事業所等の募集を行

い、事業所の会設立に向けて取り組まれること、また現在の観光ツールとして不足しております店舗等の案内を兼ねたマップやポスター等の作成に取り組まれることとなっております。

続きまして、次のページ、1枚めくっていただきますと、5ヶ年収支計画書と事業計画書のほうとなっております。

収支計画書につきましては、観光案内所そのものが収益を上げる施設ということではないということから、商工会が本業務を担うに当たりまして追加の負担となります。観光案内に係る職員体制の確保の人件費、また水道光熱費を初めとする管理費、事業費等を指定管理料として町が負担するよう積算をしておるところですが、従前から商工会が負担されている水道光熱費や平日等を含みましたいわゆる対応強化という形で体制を敷かれる部分の人件費につきましては、商工会のほうでも負担いただくという形になっておりますので、この表におきまして収入と支出の金額に差が生じているという形になっておるところでございます。

また、右側ページ、事業計画書につきましては、観光案内所の基本的な業務とあわせまして主催事業を展開していくとともに、観光にかかわる事業所等を集約化して観光協会を立ち上げ、法人化を進めていくという方向での事業提案をいただいております。

次のページ以降につきましては、定款等と東町商工会に関する資料のほうを添付いたしております。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（竹内きみ代君）

これから質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、幾つかお聞きしたいんですけども、今回、和束町商工会が指定管理者として入られるということは提案されているわけですけども、もう一度、とりあえず先ほど若干説明あったんですけども、商工会に指定管理していただくという、その理由についてもう一度ちゃんと説明いただきたいということと、入られた場合に、今、自身は役場庁舎内の商工会館のほうで業務されているわけですけども、こちらの施設的な扱いというのはどうなるのか、その辺はどうでしょうか。

○副議長（竹内きみ代君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

指定管理の理由につきましてですが、今回、観光案内所ということで、観光にかかわる案内を行っていただくという形になりますが、現在、観光のほうは和束町のほうでさまざま取り組みを進めているところでございますが、現在、観光協会というのができていないということで、観光にかかわる事業者さんがなかなかできるというところには至っていないというところがございます。そういった課題もございまして、和束町の産業として観光がしっかり位置づいていただきたいということがございまして、そういった観光案内業務に商工会が中心を担っていただく。また、そういった形の中で観光協会という形をつくって、いわゆる地域を挙げての観光のまちづくりという形の方向性をつくっていきたいということから、今回、和束町商工会のほうを指定管理者として指定させていただきたいという形にさせていただいておるものでございます。

あと、もう1点、現在使っておられます事務所の取り扱いにつきましてということですが、こちらにつきましては、今回、観光案内所の開設に伴いまして、商工会のほうの職員にもフォローアップ当然入っていただくような形で、事務所そのものを向こうに移転していただくという形で考えております。そのため、こちらの部分で一定事務所の部分があいてくる部分につきましては、逆に、役場のほうの事務所の事務スぺ

ースの不足等何らかの形で対応という部分で、役場のほうで使わせていただけないかというところで、現在、話のほうを進めているところでございます。

○副議長（竹内きみ代君）

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

それで、これは確認ですけれども、いわゆる観光案内所に商工会が移られて、いわゆる商工会としての通常業務というものもそこで行われるということだと思いうんですけれども、いわゆる観光案内所としての業務を行う、いわゆる通常業務とはまた分離した、もちろん完全に分離は、今、言われたように何らかフォローとかあるとは思いうんですけれども、いうものがまた別のスタッフを雇われて独自に業務を行うということでよいか、その辺、確認をしたいと思います。

もう1点は、案内所の施設の関係ですけれども、あそこは2階建てになっておりますね。1階はいわゆる案内スペースであるとか、商工会の事務所スペースであるとか、一定決められたスペースだと思いうんですけれども、2階についていえば、いわゆる会議室等ですね、いろいろ一定小規模でのイベントとか、何かもできないことはないとは思いうんですけれども、そういうスペースなんかの利用についての規定とかですね、あそこは例えばどういう方が使えるのかとか、どういう条件なら使えるのかというような、そういった利用規程というようなものはつくられるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（竹内きみ代君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目ございましたスタッフの件でございますが、今回、指定管理料のほうを予算のほうでもお願いをさせていただいたんですけれども、いわゆる観光の専用の

スタッフという形で新しく雇っていただいて、基本的にはその方が中心に対応いただく。ただ、一人ではなかなか対応できないという部分がありますので、そこは商工会としてフォローアップしていただくという形を原則でしていただく形になっております。

また、二つ目いただきました2階の会議室の取り扱いにつきましてですが、こちらにつきましてもですね、利用範囲等を定めた規程のほうを定めていきたいと思っております。こちらのほう、最終的な管理は現場に指定管理を受けます商工会のほうでしていただく形にはなるかなと思うんですけれども、利用していただけるような形の規程整備は行うという予定で考えております。

○副議長（竹内きみ代君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

その場合ですね、いわゆるこの前の観光案内所の設置条例のほうでは、一定、営業時間というか、開館時間というものを設けておられたと思うんですね。例えば、2階とかを開館時間内に使うという、一般的に開放して使っていただくということはあるとは思いますが、夜間であるとか、そういった部分での利用なんかは考えておられるのかどうかですね、その辺、もう一度確認をしておきたいと。その辺の管理なんかはどのように想定されているのかということを知りたいと思います。

それから、収支計画が出されているんですけども、先ほど説明がありましたように、当初、私、上と下が100万円ほど違うのでね、初めから赤字でずっと行かれるのかなと思ったんですけども、いわゆる水光熱費については商工会が持たれるということで、その分を差し引いた中で若干の利益というか、プラスにするとするということだと思いたんですけども、その上でですね、先ほど何かもうけるというか、そういう施設ではないということであったと思うんですけども、一応、売り上げ収入とか事業収入というのは設けておられると思うんですね。この売り上げ収入というのが29

年度が3万2,000円で、33年度が9万円というふうになっておりますけども、これはどういうことを売るということで想定してこういった数を上げておられるのかですね。

それから、事業収入も当初30年度が1万円、33年度に3万円ということで、それぐらいの収入しかない事業というのは一体どういう事業なのかというように思ったわけですが、その辺もちょっと説明いただけるでしょうか。

○副議長（竹内きみ代君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

まず、夜間の取り扱いにつきましてですが、会議室等につきましては、言っていたきましたとおり、条例の時間中の利用というのを前提で考えておりまして、現在、夜間につきましては、会議等があれば、テラス和東につきましては一定夜間も含めて借りたりするという形でしておりますので、当面といいますか、今回の案内所のほうを夜間もあけてという形では現在考えてはいないところでございます。

あと、もう一つ、その他収入で販売売り上げ収入の考え方につきましてですが、こちらにつきましては、先ほど説明で申し上げたんですけれども、できたら、観光案内所登録事業者という形で、いわゆる観光を支援していただくような事業者を集めてということをもまず考えておりまして、そういったところを中心になるかと思うんですが、和東町いわゆる特産品のほうを置かせていただいて、基本的には、特産品につきましては、カフェ、あるいはそれぞれの店舗というのがございますので、そちらのほうを案内させていただくというのを基本では考えておるんですが、一部購入されたいという場合につきましては、こちらでも売ってますよというような体制をつくっていきたいということで考えておりまして、専門の販売スペースとして大きく置いているということもないという点もございまして、そういった形で、売れた形の一部という形の部分を手数料という形で収入していくということをイメージしてつくっていた

だいておるものでございます。

また、あと、事業収入が少ないかなというようなお話をいただいていた部分になるんですけども、こちらの部分につきましては、商工会のほうと実際にいただいた店舗さんとかと一緒に企画していききたいなというようなあたりで話をいただいているところでございます。恐らく、そういった例えば飲食を何らの形で楽しんでもらうようなイベントの開催であったり、あるいは、まち歩きというような形で町内をめぐっていただくようなツアーの開催といったような形の事業展開になるのではないかなというような形の推測の中で、こういった形で挙げていただいているというような状況でございます。

よろしく願いいたします。

○副議長（竹内きみ代君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それとですね、あと、その他補助金収入というのが平成31年度に20万円、32年度に10万円、33年度に100万円というふうに、どういうあれでこうなっているのかわからないんですけども、この補助金収入って一体何を想定された予算になっているのかというのを確認させていただきたいのと、一応、先ほどありましたように、一定、水光熱費以外の分についていえば収支とんとんということで出されているということなんですけども、いろんな意味で誤差というか、収支の差が出てくるということはあると思うんです。いわゆる指定管理料として指定されている予算よりも、例えば経費のほうが上がってくるとかいうこともいろんな意味で想定はできると思うんですけども、そういった場合の補填というか、もし仮に一定の額の赤字といたら変ですけども、指定管理料を上回る経費が発生した場合の扱いというのはどのようにお考えなのか、その辺いかがですか。

○副議長（竹内きみ代君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

原則的には指定管理料となりますので、その予算委託の枠内でやっていただきたいというのが大原則かなと思っております。そういった激甚災害じゃないですけど、何か究極の事態があつてという場合であれば、そういったことも対応というのはあり得るかなと思っております。

ただ、一方で、言っているように、31年度、32年度といった今後の事業展開という部分につきましては、現在のところ予測している状況とその時点とで変わってくるということも当然推測されますので、今回、とりあえず5年先までの見込みという形で目標を挙げていただいている状況ではございますが、指定管理料につきましては毎年度見直ししながら、議会のほうで予算という形でご承認いただいて、その中でやっていくというのを原則で考えておるところでございます。

○副議長（竹内きみ代君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

一応、毎年そういった形でまた議会にも諮りたいということですけども、ただ、やはりそうだと、結局、指定管理料というのは膨らんでくるという可能性もありますし、そこはやはり商工会として指定管理として入るのであれば、やはりその辺を考えた中で経営いただくということが基本だというふうに思いますので、ある意味、安易な形でいわゆる指定管理料を上げていくとかいうことはよろしくないというふうに思います。

最後にですね、こちらのもう一つのほうの事業計画書があると思うんですけども、その中の冒頭の4行の中に、観光客のエントランス的役割を担うとともに、和東町民の利便を図り、観光協会設立に向けた事業を行うというふうになっておりますけども、この町民の利便を図ることが盛り込まれているんですけども、これはどういう

ことをもって町民の利便を図るということが想定されているのか、どういうことを想定した形でこの利便を図るとなっているのかということ具体的であればお聞きしたいと思うんですよ。

そういった意味で、今回、商工会がそこに入られるということが今、提案されているわけですが、やはりもちろん観光案内所ですから、何でも使えるということじゃないと思うんです。一定目的を持った施設ですから、そこに施設ができたから、何でもかんでもほうり込んでやればいいということではないと思うんですけれども、ただ、やはり今の和東町のいろんな地域の状況とかを考えて、特にマーケット的な部分での機能というものがどんどん衰えていっていると。いわゆる商店がなくなってきているという状況がありますので、商工会が入られるという意味でいえば、そういったことを束ねておられる団体ですから、そういった施設なんかも一定、まちの真ん中にあるという、そういう点では利便もあるわけですから、そういうことも含めた今後の検討というの、やられる中で必要じゃないかと思うんですけれども、それも含めてですね、ここに掲げて町民の利便を図るということの中身について、全時点のところでわかれば説明いただきたいというふうに思います。

○副議長（竹内きみ代君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

岡本議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の観光案内所の委託なんですけれども、まず商工会ということで今回提案させていただいております。

まず、公共施設ですので、直営にするか、あとは指定管理者制度を使って外部に出すかと、こういう考え方があるわけなんですけれども、予算特別委員会でも質問が出ましたように、観光課をあっここに置いて、それで分室みたいな形でやっていくという形も考えられると思います。ただ、そういった場合は、住民サービスの中で、本館

から離れる、また観光課だけを置くといった基本のまちではございませんので、他の業務も抱えておりますので、そこに分室をつくるというのは、これは住民サービスからいうてもかなり厳しいということで、今回、商工会に委託するという考えを持っております。

それで、経費の関係なんですけれども、やはり直営でやるより効率的、また経済的にやれるといったことがメインになってまいります。やっぱりボランティアでなかなか運転していただくいうのもかなり厳しい問題もございますので、やはり平日におきましても、最低、ああいった施設を管理していく場合は、複数の人が絶対必要になってまいります。最低2人以上は常時置いておかねばならないと。また、土曜日、日曜日も、観光案内所ですので、当然あけてまいります。

そういった意味で、やはり人件費を今、見ておりますのは、1人半ぐらいの人件費しか見ておりませんので、電話対応、またお客さん対応を含めましたら、商工会の力をおかりして、2人分のカバーを商工会のほうでしてもらいたいと、こういった狙いがございます。そういったことで、今回、課長が説明しましたように、将来的な観光強化も含めまして、末を見た中での商工会に委託したいといった内容でございます。

それと、住民サービスの関係なんですけれども、今、商工会のほうで買い物支援といった28年度で実験をしていただいております。これは高齢社会を迎えるに当たって、なかなか車とかに乗れない方をどうサポートしていくのか、これは福祉のほうでもやっていただいておりますけれども、商工会のほうでやっていただいて、あこが拠点になればなというように考えております。

それと、今後、コミュニティバスも含めまして、一定ああいったところは拠点になって、住民の憩いの場所も含めた場所になったらいいかなということで、今後はそういったことも商工会のほうで計画していただいて、すぐにはいきませんが、そういったこともにらんだ中での地域の中心地みたいな形で進めていきたいと、このように考えております。

○副議長（竹内きみ代君）

5 番、井上議員。

○5 番（井上武津男君）

それでは、私からは1点だけですけれども、お尋ねしたいと思います。

29年度予算のときにもお尋ねしたんですけれども、EVの運用の方法についてはどのようにされるかということをお尋ねしたいと思います。

○副議長（竹内きみ代君）

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（古田良明君）

先日いただきましてからお調べもさせていただきまして、他の市町村と実際に運用されておられるところの状況を確認いたしますと、いわゆる利用要綱というのを結構設置されておるところがございまして、和束町の観光案内所の部分につきましてもです、充電器利用に関する利用要綱というのを設置する形で進めさせていただきたいなと思っております。

また、充電器につきましては、有料のものを契約してやっていくという形になりますので、一定、無料でいわゆる電気を盗むような盗電というようなことは発生しないということは考えておるんですけれども、充電器の利用時間につきましても、一定、こちらの観光案内所の開所時間というのを前提に、時間を区切って利用していただくというような形での利用を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○副議長（竹内きみ代君）

5 番、井上議員。

○5 番（井上武津男君）

結局、要綱はちゃんとそういう形でできてるとのことですね。

わかりました。それでしたらもう結構ですので、よろしくお願いします。

○副議長（竹内きみ代君）

6 番、岡田議員。

○ 6 番（岡田泰正君）

それではですね、指定管理者制度の中で指定管理者の指定期間という問題があるんですけど、この期間というものはその事業の妥当性とか施設の運営に非常に影響を及ぼす問題があろうと考えております。施設の特性とか、そういった専門性、そういったものを考えた中で、5 年という期間、これが長いのか短いのかというものは一応議論の的になると思うんです。

期間というものは、その施設によって弾力的に決めたらいいというふうな形になっているわけなんですけども、今回、5 年と決められた根拠いうんですかね、妥当だと解釈されたところにはどういうことであつたのかお知らせいただきたいと思います。

○ 副議長（竹内きみ代君）

副町長、答弁。

○ 副町長（奥田 右君）

まず、期間の 5 年なんですけれども、一つは、ワールドマスターズをにらんでおります。これは平成 33 年ですか、2021 年に本番を迎えます 1 年前、32 年にはその体制を整えたいと、このように考えております。

その場合、今月の 27 日に関西ワールドマスターズの京都の実行委員会の準備委員会が開催されます。これは町のほうからと、あと教育委員会、体協のほうも出ていただくんですけれども、そのときに大会の要綱とか、そういったことが協議されます。そして、4 月には多分、京都府の実行委員会が立ち上がると思います。そうなりますと、やはり今後、マスターズを迎えるに当たっては、食、そして住居、そうしたものをどう切り回していくのかが大きな問題になってまいります。もちろん運送の関係とかいろいろ出てくると思うんですけれども、その場合に、やっぱり商工会がかなり中心的な役割を示していただくんじゃないかなと、こう考えております。

この計画書を見ていただいたら書いているんですけれども、観光協会の法人化設立

に向けて商工会にお願いをしております。だから、マスターズを中心に今のところ動いて、それまでに商工会の会員さんは個人、法人を入れて今１９０名ほどおられます。そのほとんどの方が商工会に入っておられますので、いろんな分野でマスターズは助けていただけるのかなと、このように考えております。そういった意味で、一応５年ということを見据えて今、計画を立てております。

○副議長（竹内きみ代君）

６番、岡田議員。

○６番（岡田泰正君）

大体内容はわかりました。

それとですね、今度は人的な形の中でちょっと質問させていただきたいと思うんですけども、今回、観光的な形になると結構専門分野いうんですか、知識ですか、和東町にとって何を観光として取り上げて、また、埋もれた施設を拾い上げて観光としての価値を高めていく仕事もあると思いますし、そういったことをかなり和東の中でも広範囲の中で携わっていくのが観光事業であると考えてますので、その中で今回、観光業の案内に携わっていただく人がどのような形の方がメンバーになれるのか。

私、ちょっと耳に挟んでおるところでは、協力隊の方がその施設の観光の中で携わっていこうということも聞いております。しかし、その方については、一応、任期が３年だということで、私の考えの継続性、これこそ５年、１０年という形の長いスパンの中で観光案内に携わっていただける方が非常にいいんじゃないかと、このように考えて、ちょこちょこ人が短期間でかわるようなことでは和東の観光案内に対する深掘りというものができないであろうと考えておりますので、そういうことで、３年の方が観光案内所に入られると。

そうすると、次にまた新しい方を補充しなきゃならない。素人の方を補充しなきゃならない。こういったことではなかなか観光事業としての先が見えてこないように思うんですけども、その点についてお伺いしたいと思います。

メンバー等何人ぐらいの体制でやられるのかということについて、それも一つお答えいただきたいと思います。

○副議長（竹内きみ代君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、観光案内所なんですけれども、ここの運営の考え方なんですけれども、今、活性化センターも観光業務をやっております。そういったことのすみ分けも必要かなと考えております。

まず、観光案内所は今、設置したところなんですけれども、以前、観光客が役場にこられましたときに何をお聞きになるかといいますと、名所・旧跡はインターネットとか、今やったら茶源郷とかそういうのを出してますので、大概は知っておられます。ただ、場所がどこにあるのか、どうやっていったらええのか、それで駐車場とかそういうなんはどうしたらええのかとか、そういうことを基本的に観光客は聞かれます。それをまずきちっと説明できるようにパンフも含めてつくっていきたいと考えております。

それとやっぱり大事なのは、今、生活空間に景観を入れてますので、それが観光として売ってますので、どうしても住民の方にご迷惑かけるといったことで、今まででも地域懇談会に行きましたらそういったお話がございます。やはりそういったルールを守っていただく、マナーを守っていただくと、この方法をきちっと観光案内所で提供していきたいと、このように考えております。

だから、今のところ、活性化もこの観光をかなりやっておりますので、ツアーとか入ってこられましたら、観光案内所にかかった場合は活性化のほうにリードしていただいて、活性化のほうでボランティアの方もありますし、有償のガイドも持ってます。その方らにきちっと案内していただいて観光めぐりをしていただくと。

観光案内所というのは、情報をいかに上手に出すかということが肝心だと考えておりますので、今のところ、それなりのスタッフ１人、あと土日のスタッフを育成してもうてますけれども、あとは商工会のほうも観光についてはやはりかかわっておられますので、皆さん、知識は持っておられます。そこら辺で助けていただいてやっていきたいと、このように考えております。

○副議長（竹内きみ代君）

６番、岡田議員。

○６番（岡田泰正君）

観光案内所については私も思うんですけども、サービス水準の維持、低下をさせないこと、これが一つ。それから、施設運営に携わる人の育成、これは非常に大事であろうと思っております。そして、指定管理者がその事業をどのように自分のマネジメントの中でフットワーク軽くこの事業を進めていくのかということになるかと思うんですね。

今、おっしゃるようなことも観光案内所はサービス、情報発信だというふうな答弁だったと思うんですけども、そのほか外部団体、その丸投げした中で観光ボランティアとかそういうところに任せてしまうんだというふうなことでは、この観光案内所としての機能というものは余り期待できないんじゃないですか。その辺はいかがですか。

○副議長（竹内きみ代君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

もちろん和東の旧跡・名所、それと一定の知識というのは当然勉強していただくし、わかってもらうように指導はしていかないとと思います。

それが観光案内所のもちろんメインなんですけれども、今、実質的に観光案内所とか、よそのところも聞いてみたら、一番多い質問といいましたら、やっぱり場所とか、そういった情報を出していただきたいというのがやはりメインになってまいりますの

で、そういった勉強をしていただくのはもちろんなんですけれども、そういったいろんな情報を発信していくという方法は一番メインになってくると思います。

○副議長（竹内きみ代君）

6 番、岡田議員。

○6 番（岡田泰正君）

いろいろと申し上げましたけども、一つだけ最後に申し上げたいのはですね、指定管理者という施設そのものは、そういった管理等々のものについて丸投げをしないということが僕は前提にあると思います。そのための指定管理者制度であると思います。だから、その点は十分ご理解いただいた中で、今後の観光案内所についての運営というものを十分理解していただいて運営していただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○副議長（竹内きみ代君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第13号 和束町観光案内所の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第13号 和束町観光案内所の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第16号 和束町税条例等の一部を改正する条例を議題といたしま

す。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第１６号の提案理由を申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成２８年１１月２８日にそれぞれ公布され、いずれも原則として公布の日から施行されることとされました。

また、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が平成２８年６月７日に公布され、原則として公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされました。

これに伴い、和束町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、提案させていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（竹内きみ代君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

では、私のほうから、議案第１６号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第１６号

和束町条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成２９年３月２１日提出

和束町長 堀 忠 雄

議長のお許しを得ておりますので、改正概要によりましてご説明させていただきたいと思います。

十数ページめくっていただくこととなりますが、下に２８ページと打っております資料をごらんいただきたいと思います。

まず、改正条項が幾つかありますが、一つ一つご説明申し上げます。

まず、第３６条の２につきましては、町民税の申告の部分でございます。これにつきましては、法律改正に合わせた改正となっております。

内容といたしまして、仮認定特定非営利活動法人という名称を特例認定特定非営利活動法人に名称変更する内容となっております。それに伴います規定の整備でございます。

続きまして、附則第７条の３につきましては、こちらにつきましても、法改正によるものでございます。

個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長が内容となっております。条文上、「平成２２年度から平成４１年度まで」となっている内容ですが、改正によりまして「平成２２年度から平成４３年度まで」ということとなります。

また、これに合わせまして、居住年が平成３１年までとされているところ、平成３３年までというふうに改めることとなっております。

続きまして、昨年６月議会でご議決いただきました税条例の一部改正でございますが、未施行部分の改正となっております。

まず、平成２８年の改正の第１条中の附則の第１６条につきましては、軽自動車税の税率の特例でございます。

これも法改正に合わせた改正でございます。軽自動車税のグリーン特例（軽課）といいますが、グリーン化特例の１年延長に係る規定の整備でございます。

続きまして、改正条例の第１条の２中の附則第１６条、これにつきましても法律改正に合わせた改正でございます。

内容としたしましては、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う規定の整備でございます。

平成31年10月1日が導入時期となります。

続きまして、改正条例の附則の第1条でございます。施行期日の関係でございます。

こちらでも法律改正に合わせた改正で、法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴います施行期日の変更でございます。

具体的には、平成29年4月1日が平成31年10月1日と改正となります。

続きまして、改正条例の附則第2条の1、こちらにつきましても法律改正に合わせた改正でございます。

法人税割の税率引き下げの時期が変更となったことに伴います規定の整備でございます。

こちらにつきましては、31年10月1日施行分となっております。

めくっていただきまして、29ページでございます。

28年の改正条例の附則第3条の2でございます。軽自動車税に関する経過措置の規定でございます。

こちらにつきましては、法規定の新設に合わせた新設の条文となっております。

軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る経過措置の新設の分でございます。

29年4月1日施行分となっております。

最後に、28年の改正条例の附則第4条でございます。こちらにつきましても法律改正に合わせた改正となっております。

軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴います適用年度の変更でございます。

平成29年度が平成32年度ということに改められます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（竹内きみ代君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第１６号 和束町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定すること
に賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１６号 和束町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり
可決されました。

日程第７、議案第１７号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議
題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第１７号の提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部
が改正されたことに伴い、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期
間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等の規定を加えるため、職員の育児休
業等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、提案させていただいた次

第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（竹内きみ代君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第１７号のご説明を申し上げます。

議案第１７号

職員の育児休業等に関する事例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成２９年３月２１日提出

和束町長 堀 忠 雄

裏面に改正条文を載せさせていただいております。

事前に議長のお許しを得ておりますので、資料に基づきご説明申し上げます。

資料Ｎｏ．１７ということで新旧対照表を載せさせていただいております。その後に、概要を載せさせていただいております。

町長の提案理由にもございましたように、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、働きながら育児がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえて規定の改正内容に準じて、職員の育児支援に係る以下の規程等の改正を行うものでございます。

主な改正内容ということで、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しでございます。今回、育児休業等の対象となる子の範囲に民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間である特別養子縁組の監護期間中の子及び将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした養子縁組里親に委託されている子等を加えるということでございます。

施行日については、平成２９年４月１日となっております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○副議長（竹内きみ代君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第１７号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１７号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから３時１５分まで休憩します。

休憩（午後３時００分～午後３時１５分）

○副議長（竹内きみ代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡田 勇議員から早退の届けが出ております。

日程第８、議案第１８号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第１８号の提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、介護休業の分割取得が可能となること、介護のための所定労働時間の短縮処置等についての規程を定めるため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（竹内きみ代君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第１８号のご説明を行う前に、おわびを申し上げます。

議案書の条例の表記に誤りがございました。議長宛てに事件訂正をさせていただきまして、差しかえ文をお手元にお渡しさせていただいております。大変申しわけございませんでした。よろしくお願い申し上げます。

議案第１８号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成２９年３月２１日提出

和東町長 堀 忠 雄

次のページ、裏面ですけれども、改正条文を載せさせていただいております。

これにつきましても、事前に議長のお許しを得ておりますので、資料に基づきご説明申し上げます。

資料Ｎｏ．１８ということで、新旧対照表をつけさせていただいております。

その後に一部改正の概要をつけさせていただいております。

この改正につきましても、先ほどと同様、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、働きながら介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえて規定の改正内容に準じて、職員の介護支援に係る以下の規定等の改正を行うものでございます。

主な改正内容ということで、1点目で、介護休業の分割取得、第15条関係でございいます。

介護休業について、連続する6カ月以内の休暇が認められておりましたけれども、それを3回を上限として分割して取得できるように改正を行うものでございます。

2番目として、介護のための所定労働時間の短縮措置ということで、第15条の2関係でございいます。介護休業とは別に連続する3年間の期間内において、介護のために1日のうち2時間を越えない範囲内で勤務しない介護時間を取得することができるように改正を行うものでございます。

3番目で、介護を行う職員の早出遅出勤務の制限ということで、第8条の2第4こうでございいます。日常生活を営むのに支障がある者のいる職員がその者を介護するために請求を行った場合、公務の支障がある場合を除き、早出遅出勤務をさせてはならないことの改正を行うということでございます。

施行日及び経過措置でございますけれども、施行日は平成29年4月1日でございます。改正前の条例によりまして、介護休暇の承認を受けた職員については、改正前と改正後の休暇期間が6カ月以内とする経過措置を定めるということでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（竹内きみ代君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第１８号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１８号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第１９号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第１９号の提案理由を申し上げます。

今般、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成２９年４月１日に施行されることに伴い、平成２９年度分の介護保険料率の特例を定めるために条例の一部改正を提案するものでございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（竹内きみ代君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

続きまして、私のほうからは、議案第１９号の説明を申し上げます。

議案第１９号

和束町介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 2 1 日 提出

和束町長 堀 忠 雄

1 枚めくっていただきまして、和束町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

事前に議長のお許しをいただいておりますので、資料 N o . 1 9 、和束町介護保険条例の一部を改正する条例の概要に基づいてご説明させていただきます。

制定理由でございます。

介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成 2 9 年 4 月 1 日に施行され、平成 2 9 年度における第 1 号被保険者の介護保険料の段階の反対に関する基準の特例としまして、現行の所得指標である合計所得から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることができることになりましたが、介護保険料は原則 3 年間同一の保険料を用いることとされておりますので、市町村が新たな所得指標を用いる旨を条例で定め、平成 2 9 年度の介護保険料の算定に用いることができるよう和束町介護保険条例の一部を改正するものです。

改正する条例の概要でございます。

平成 2 9 年度における保険料率の特例を追加させていただきます。

平成 2 8 年度と同額の保険料率を定めるとともに租税特別措置法に規定されます長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることといたします。

具体的な事例としましては、公共施設等収容交換等のため土地等を譲渡した場合、最大 5 , 0 0 0 万円控除の特例、また、居住用財産を譲渡した場合、最大 3 , 0 0 0 万円の控除の特例等を適用した後の金額を用いて保険料率を算定するものでございます。

第 1 号被保険者介護保険料でございます。

第１段階につきましては３万２，１６０円、前年度比較増減なし。

第２段階、４万６，４４０円、同じく増減なし。

第３段階、５万３，５８０円、増減なし。

第４段階、６万７，８６０円、増減ありません。

第５段階、７万１，４００円、増減ありません。

第６段階、８万９，２８０円、増減なしでございます。

第７段階、９万９，６００円、増減はありません。

第８段階、１１万４，２４０円、増減ございません。

第９段階、１２万８，５２０円、増減ございません。

第１０段階、１４万２，８００円、増減ございません。

第１１段階、１４万９，９４０円、増減ございません。

第１２段階、１５万７，０８０円、増減なしでございます。

第１３段階、１６万４，２２０円、こちらについても増減ございません。

条例の施行予定日でございます。平成２９年４月１日でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（竹内きみ代君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第１９号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１９号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第１０、議案第２０号 和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第２０号の提案理由を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、平成２８年４月１日に介護保険法が改正されました。

この介護保険法改正では、１８人以下の通所介護事業所が地域密着型通所介護に移行することになり、介護保険法上のサービスの基準については、厚生労働省令に基づき各自治体の条例で定めなければならないことから、関係条例の一部改正を提案するものでございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（竹内きみ代君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

続きまして、議案第２０号の説明を申し上げます。

議案第２０号

和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 2 1 日 提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

1 枚めくっていただきまして、和東町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例でございます。

事前に議長のお許しをいただいておりますので、概要に基づいて説明させていただきますと思います。

改正条例の次に、資料 N o . 2 0 で新旧対照表を載せさせていただきます。

新旧対照表それぞれ第 1 条関係、第 2 条関係、第 3 条関係とございます。

その次に、和東町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例概要を載せさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、平成 2 8 年 4 月 1 日に介護保険法が改正されました。

この介護保険法改正では、旧来の小規模通所介護、デイサービスの区分が見直され、町長のほうからもありましたように、1 8 人以下の通所介護事業所が地域密着型通所介護に移行されることになりました。

町内には対象施設はございませんが、町外の対象となる施設で現在も利用されている住民の方がありまして、介護保険法上のサービスの基準については、厚生労働省令に基づき各自治体の条例で定めなければならないため、この法改正に伴い、関係条例の改正が必要になるものでございます。

今回改正させていただく条例でございます。

和東町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 5 年条例第 5 号）、和東町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための

効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２５年条例第６号）、和東町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２７年条例第１０号）でございます。

改正条例の概要でございます。

第１条につきましては、要介護認定者の利用に係る地域密着型通所介護及び指定療養通所介護サービスに関する基本方針、人員、設備、運営に関する基準を定める条文の追加でございます。

第２条関係でございます。要支援認定者の利用に係る地域密着型通所介護サービスに関する条文の追加及び法改正に伴う文言の修正でございます。

第３条関係につきましては、法改正に伴う文言の修正を行っております。

法改正で地域密着型通所介護につきましては、利用者は事業所のある市町村に限定されておりましたが、本条例を改正することにより、平成２８年４月以前より利用されているサービスにつきましては、引き続き利用できることとなります。

条例の施行予定日につきましては、公布の日となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（竹内きみ代君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２０号 和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２０号 和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第１１、議案第２１号 湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第２１号の提案理由を申し上げます。

湯船辺地に係る公共的施設を総合的に整備するため。「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」３条の規定により、本計画の変更を提案させていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（竹内きみ代君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第２１号のご説明を申し上げます。

議案第２１号

湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

湯船辺地に係る公共的施設を総合的に整備するため、別紙のとおり総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関

する法律第3条の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月21日提出

和束町長 堀 忠 雄

裏面が変更後の総合整備計画書でございます。

議長のお許しを得ておりますので、資料によりご説明申し上げます。

新旧対照表をつけさせていただいております。これに基づきご説明申し上げます。

まず、辺地の概要の辺地度点数でございますけれども、125点から128点に変更でございます。

これにつきましては、南医院閉院に伴い近くの医療機関からの距離が遠くなったということで、3点上がっておるところでございます。

あと、公共的施設の整備を必要とする事情でございます。

前段部分に変更なしということでございますけれども、また、少子高齢化、過疎化が進む中、地域資源を生かして交流人口を拡大し、将来の移住・定住につながる活力再生が急務となっていると。この課題を追加させていただいて、こうしたことから、道路交通網の整備、初期消火活動の施設整備や高齢化によるコミュニティ施設のバリアフリー化等生活環境の改善並びに広大な面積を有する湯船森林公園を活用した観光レクリエーション施設の環境整備等を行う必要があるということで、この文言を追加させていただいたというところでございます。

最後のページでございます。公共的施設の整備計画でございます。

平成27年度から31年度までの5年間ということでございます。この中で、道路には変更ございません。あと、消防施設でございます。現行の計画では事業費800万円ということで上げさせていただいております。これにつきましては、湯船分団のポンプ付積載自動車の更新を見込んでおったというところでございますけれども、これにつきましては辺地債が当たらなかったということで、緊急防災債を活用したということで、今回新たに湯船分団の消防の車庫と詰め所という形で施設を整備するとい

うことで1,750万円を新たに上げさせていただいたというところでございます。

それと、新しく追加したのが、観光またはレクリエーションに関する施設ということで、事業費1,058万7,000円でございます。

これにつきましては、湯船森林公園で利用いたします給水車の整備でございます。その部分を今回ここへ盛り込んだというところでございます。

現行の5年間の事業費の合計が1億2,002万7,000円、それは変更後でございますけれども、事業費が1億4,011万4,000円に変更となるということでございます。そのうちの辺地債の予定額でございますけれども、1億740万円が1億2,210万円になるという変更でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（竹内きみ代君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第21号 湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第21号 湯船辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

会議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

なお、次回は、来る 24 日午後 1 時 30 分より本議場で開会いたしますので、ご参集願います。

本日はご苦労さまでした。

午後 3 時 40 分延会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 29 年 3 月 31 日

和束町議会議長 畑 武 志

和束町議会副議長 竹 内 きみ代

署名者 和束町議会議員 竹 内 きみ代

〃 和束町議会議員 岡 田 勇